

12. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成 18 年度 上半期末	平成 19 年度 上半期末	平成 18 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,770,141	5,165,853	5,519,010
純資産の部合計	508,896	479,315	538,535
価格変動準備金	196,653	205,681	202,300
危険準備金	815,701	673,419	909,530
一般貸倒引当金	2,816	1,717	1,816
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合 100%)	2,537,764	2,665,166	2,981,647
土地含み損益×85% (マイナスの場合 100%)	197,709	291,349	370,302
負債性資本調達手段等	100,000	100,000	100,000
控除項目	—	—	—
その他	410,599	749,202	414,877
リスクの合計額			
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	783,083	763,611	814,635
保険リスク相当額 R1	195,060	137,787	196,046
予定利率リスク相当額 R2	121,634	95,553	120,965
資産運用リスク相当額 R3	611,480	618,251	643,836
経営管理リスク相当額 R4	18,683	18,271	19,336
最低保証リスク相当額 R7	5,979	5,865	5,955
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	—	56,135	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,218.2%	1,353.0%	1,354.9%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。
2. 「純資産の部合計」には社外流出予定額および評価・換算差額等合計を除いた金額を記載しています。
3. 「土地含み損益」には再評価前の帳簿価額(取得価額)からの時価変動による含み損益を記載しています。
4. 「控除項目」は、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条の 2 に規定する他の保険会社または保険業法第 106 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
5. 「最低保証リスク相当額」は、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 2 条第 3 項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。
6. 平成 19 年度上半期末より、「第三分野保険の保険リスク相当額 R8」を含めて算出しています(平成 18 年度上半期末、平成 18 年度末については、従来の基準による数値を記載しています)。